

NPO 法人 純正律音楽研究会会報 ～2024年2月発行～

ひびきジャーナル



〒169-0073 東京都新宿区百人町 4-4-16-1218 Tel:03-5389-8449
Fax:03-5389-8449 e-mail:puremusic0804@yahoo.co.jp

発行日 2024年2月16日
発行責任者 NPO 法人 純正律音楽研究会
編集 相坂政夫

No.78



梅のつぼみもふくらみ、陽だまりに春を感じる頃となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。

玉木宏樹が天国に行ってから今年の1月8日で、まる11年となりました。玉木は「純正律音楽」を世の中に広げたいと活動し、純正律音楽とは何か?と言うことを下記のように説明しております。

ウィーン少年合唱団、グレゴリオ聖歌、声明(しょうみょう・お経)・・・これらに共通するのは、美しい、濁りのない響きです。この美しいハーモニーをもとにしたのが「純正律音楽」と呼ばれるものです。現代日本の多くの音楽は「平均律」と言う1オクターヴを機械的に12音階に分けた音からなっています。これは音楽をより多くの人に広めるためには便利で良いのですが、ハーモニーには濁りが生じてしまいます。これに対して「純正律」は、うねりのない美しいハーモニーとなる自然な音程をとるもので、透き通った心地よい響きが生み出されます。

玉木宏樹の意思を継いで「純正律音楽」の普及に邁進していきたいと思っております。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日本人はすごい!

洗足学園音楽大学客員教授・ヴァイオリニスト
NPO 法人 純正律音楽研究会 代表
水野佐知香

立春が過ぎ、東京では梅の花が咲きほころびたくさんの花々が春を告げています。会員の皆様にはお変わりなくお過ごしでしょうか？

玉木さんとヴァイオリンデュオの楽譜の出版などで、ご一緒してから25年の歳月が経っています。「ヴァイオリンを始めて何年ですか？」と聞かれると「65年」と答える自分にびっくり！年月の早さに驚きます。

今年90歳を迎える母が、コロナになり救急病院に行き、書類に生年月日を書いた途端に「ご高齢ですから、ご高齢ですから！」と言われて本人は自分では高齢という自覚がなかったので、かなり落ち込んだようです。「病は気から」と言われますが、いつまでも自分自身のエネルギー、気を高めていきたいと思うこの頃です。とにかくワクワク、ニコニコと幸せに過ごしたいものです。

さて先日、毛利文香さん、兼重捻宏さん、ハンガリーのコハーンさんのコンサートに行ってきましたが、すごいコンサートでした。

プログラムは、ドヴォルザークのロマンティックな小品、エネスクのソナタ、そして、ストラヴィンスキーの兵士の物語、バルトークのコントラツでした。このプログラムを弾きこなすだけでも大変なのに、とても楽しく面白く聴かせてくれました。

そして、取り組み方がすごい!真摯に音楽と向き合い楽しんでいる。そして彼らはこのコンサートだけではなく、違うプログラムのたくさんのコンサートを抱えている。キャパの広さに感嘆!そして、ヨーロッパに行くことも、すぐそこの東京のどこかに行くように軽く出掛けて行ったり来たり!本当に宇宙人たちです。そして演奏家も指揮者も含めて素晴らしく世界で活躍する日本人がとても多いことがとても嬉しく思います。

ベルリンフィル、ミュンヘンフィルをはじめとしたたくさんのオーケストラのコンサートマスターや指揮者など本当に活躍している人たちが多く、日本でもオーケストラプレイヤーになるためにオーディションがありますが、7~80名受けて1名合格。しかも国際コンクールで入賞している人たちが受けにきます。狭き門なのです。

バッハ、ヘンデルが活躍したバロック時代から300年以上経つ中、日本にペリーが来航して西洋音楽が入ってきて170年。その歴史の中で、日本人の感性の豊かさと努力で世界で羽ばたく人たちがたくさん出てきているのでは?と考えます。日本人はすごい。

玉木さんもそろそろ生まれ変わっているかしら?

ムッシュ黒木の純正律講座 第 77 時限目
平均律普及の思想的背景について(66)
純正律音楽研究会理事 黒木朋興

前回、絶対音楽には、絶対の探究という難解な哲学的側面もあると同時に、難しいことは考えずに単に音を楽しむことを良しとするエンターテイメント的な要素もあることを説明した。

今回は、アート＝芸術とエンターテイメントの違いについて説明したい。

何故アートに価値があるのか、と言えば、人を感動させるからと考える人は多いだろう。もちろん間違いではない。実際、鑑賞者の心を動かすことがアートの長所だろう。しかし、それだけがアートの条件なのだろうか、と言えばそう単純なものではない。エンターテイメントの作品も人を感動させるからだ。では、アートとエンターテイメントの違いは何だろうか？ もちろんこの両者の境は不明瞭であり、決して白黒はっきりと分けられるものではないことを最初に言っておく。

人の心を動かすことに何よりも価値を置くのが、エンターテイメントの世界である。作品の価値を決めるのは、感動という人間の主観ということになる。日本には、作品の良し悪しは主観であり、一人でも感動する人間がいればその作品はアート足り得るという考えを信じている人が多いのではないだろうか？ しかし、これはアートというよりむしろエンターテイメントの世界の話と言ったほうが良い。価値判断を個人の好き嫌いに委ねるこのような考え方は、一見自由な創作活動を支えているかに見え、作品の評価はファンの数次第という市場原理と親近性が高いことを指摘しておきたい。主観的な個人の好きを根拠とすれば、当然、好きと言ってくれるファンの多さが正義となるからだ。

一方、アートの世界にはエンターテイメントの主観主義に対して客観的な判断基準が存在する。つまり作品の価値は個人の好き嫌いではなく、ということとはファンの数などには関係なく、客観的な基準に適っているかどうかによって決まるということになる。かつて、この基準は神であった。神の真理にどれだけ近づけたかどうかがによって作品の評価が決まったのである。神に近い作品が価値が高く、遠い作品が悪いということになる。では、誰がその判断をするのかというと、教会ということになる。西洋においてアートが宗教芸術から発していることを確認しておきたい。

神が中心として機能していた社会においては、作品の価値は教会の判断によって決まっていた。神中心主義から人間中心の社会に変わっていく中で、作品の価値を判断する組織は教会から、アカデミー、日本美術展や仁科展のような芸術団体、そして学芸員＝キュレーターを中心とする批評家の集団やオークションなどに移り変わってきた。現在では、アートの無税という性質に目をつけた投資家たちの投機対象としてタックスヘイブンのような機能を

帯びるようにまでなっている。いずれにせよ、個人のお気持ちとは程遠いところで作品の価値が決まっていると言えるだろう。

音楽を盗む!その奇想天外な 工夫の数々(その3)

純正律音楽研究会 初代代表
玉木宏樹遺作

6、「森の熊さん」との「遭遇」

私は過去、たくさんCM音楽を担当した。その「匿名性」をいいことにずいぶんパロディ的な遊びもさせてもらったから、私も実は著作権上では結構「ワル」をしたおぼえはある。しかし自分の意志でやった「ワル」は、一種の確信犯だから胸は痛まない。

それにしてもCMというのはまさにエゲツない世界で、露骨に「**風」というのを要求されることが多い。いまでこそ経済大国となり、著作権使用料の馬鹿高い外国曲も堂々と使われるようになったが、私がガムシャラにCM音楽に没頭していたころはそんなことはほとんどなく、とにかく著作権ギリギリセーフというタイトロプ的な注文がよく来たものだった。(ナニ!いやならやめればいいじゃないかだって、こちらとて生活かかっているんだ、ほっといてくれ!)早い話が、どれぐらい器用にもものまねができるかどうかで仕事量がちがったというようなこともあった。そんな日常のなかでのひとつの出来事である。ある日打ち合わせで呼ばれたのは、ウィスキーのCMだった。南極の氷をオンザロックにして飲むという絵でべつにどうってことはない。バック音楽はデオダード(ブラジルのアレンジャー)のアレンジした「ツアラトウストウラかく語りき」の様なサウンドで行きたいという。ここまでならよくある話で、おもしろくも何ともない。ところが話をつめる段になっておかしい要求がでてきた。音楽制作を請け負った会社の音楽ディレクターが「ツアラトウストウラ」にまだ著作権があることを知らずに、バック音楽のおすすめ品として広告代理店に推薦し、代理店もまたよく調べないままおすすめのテープはウィスキー会社の社長にまでとどき、よし、この曲にしようとの社長判断まで下っているとのことなのだ。

さて、念のためとJASRACに問い合わせた結果「ツアラトウストウラ」には厳然と著作権のあることを知った一同はマッ青、いまさら社長に曲の変更を相談するわけにも行かず、かといって目の玉の飛び出るような著作権使用料を払うわけにもいかない、こまったこまった、実にこまった、さあどうする、玉木ちゃん、と、こういう話だったのだ。(またかげの声が聞こえる、そんな仕事やめればいいじゃないかだって、ウ・ウ・ウ-----) どうしようもない所をなんとかお願いなんていわれると、よーし、いっちょやっつたろうじゃないかと柄にもなく男気をだし、匿名性をかたに、私はさっそうと「ツアラトウストウラ」デ

オダード版そっくり作りにはげんだ。

R・シュトラウス作曲の「ツアラトウストウラ」は映画「2001年宇宙の旅」でツトに有名になった曲で「ドー・ソードー」のゆうよう迫らざるスケールの大きいフレーズで始まる曲だが、私はあつかましくもどうどうと「ソー・ドー・ソー」で始めたものだった。結果は誰が聞いても抱腹絶倒するほどのソックリになったのはいうまでもない。制作会社のディレクターは、ご丁寧にも、でき上がったテープをもってJASRACをたずねた。先方の担当者も苦笑しながら、あまりにも似ているけど今回は見逃しましょうという許しを得たという話だった。(JASRACが見逃す権限なんてホントはないんだけどね) そしていわくつきのCMはどうどうとオン・エアされ、一部では話題作品ともなり、目立たない賞までいただくほどの出来栄えとなった。

さて、この話は一度おいとくとして。

私のCM騒動の少しあと、ひんぱんに流れ出したCMに私の眼はくぎづけになった。さる車のメーカーのCMで、画面にはなんと、あのイルミネーションのお化け「未知との遭遇」が堂々と登場して、車の上をボワーンとUFOがかすめていくのだ。私はほんとうに驚いた。イルミネーションのお化けたる光る円盤の絵は、完全に映画そのものの画面だったからだ。そしてまた、音楽までが例の「未知との遭遇」の印象的なロゴそっくりときている。数多くのCMにたずさわってきた自分としてもかなり強い印象を受けた作品だった。ところが-----。そのCMは突然TVに出なくなった。とはいえ、それほど気にとめることでもなかったのだが-----。実はその裏には驚くべき事態が介在していたのだった。

イルミネーションのお化けのように光る円盤がまるで本物の映画のようだったといったのは当然で、実はそのCF、アメリカの映画会社と契約を結び、本物のスピルバーグの画面を使用し、車の走りと合成していたのだ。ただし、それだけのことだったら、「すごーい！ やったあ！ 金かかっている！」などの極め付けの感嘆詞の羅列で溜息をついて終わりなのだが、ここでとんでもない事件が勃発した。さきほど、映画の中の例のサウンドロゴ(宇宙人との交信のキーワードとなる五つの音)そっくりの音楽云々という事を書いたが、その<ソックリ>が大問題となってしまったのだ。

アメリカ側はCFのオン・エアを見て、猛然とクレームをつけてきた。いわく、映像使用のための契約書は交わした、しかし、音楽まで使っていないとの許諾は絶対に出していない。だからもし<本物の音楽>を使ったのなら、<ウツカリ>使用してしまったという善意の解釈をする余地はまだある。しかし、意図的に<ソックリ>な音楽をあてはめるとするのは、契約書の範囲を熟知したうえでの詐欺行為だ。権利の侵害だけではなく、明らかに名誉毀損に当たるとしてカンカンに怒りまくり、日本円にして、東京駅前の丸ビル何軒分かに相当するような巨額の違約金を突きつけられたという。

何という情けない話だろう。一般常識ではとても信じられないようなことだ。まっとうに考えるなら、<詐欺だ>といわれても何の申し開きもできないはずだ。しかし、情けないことに当時のCM業界(あくまでも日本の)では、この程度のことは当たり前の日常茶飯事だったのだ。自分も加担しておきながら心苦しいが、さきほどのウィスキーのCMの場合もまさにその一例だったのだ。

さて、アメリカから訴えられた日本側(この場合、責任者は広告代理店)は

どう対処しただろう。とてもまともに反論できる立場ではないだけに、その去就は注目されるどころだ。ではその代理店は-----。実は、さきほどのウィスキーのCMと今回の車のCMは両方とも同じ代理店の作品だったのである。ではなにが考えられるか。ここが非常に日本人的な発想なのだが、彼らはあのJASRACに駆けこんだのだ。では何といったか-----。ここに私のCMが引合にだされたのだ。「ツアラトウストウラ」の時の方が、よほどそっくりだったじゃないか、よく聞いてほしい、今回の方がまだ原曲よりは外れている、それなのに前のがOKで今回が駄目だという根拠はどこにあるか-----と。だいたいこういう話をJASRACに持ち込むこと自体がお門ちがいで的外れもはなはだしい。それでJASRACはどう反応したか-----。「前の件はあまりにもソックリだったけど、事実関係のプロセスから、苦肉の作ということで、いうならば情状酌量しただけであり、黙認しただけのこと。そのこちらの好意を無視して先例としてあげるとは何事だ、まったくフェアじゃない、ならば前の黙認の件もゆるさない。ずっとさかのぼって、著作権侵害の使用料を徴収する」いやはや、やぶを突いてまむしを呼び出したのだから世話はない。数重ねた交渉の結果、代理店は、車のCMに関しては相当金額を下げるのには成功したが、かわりにウィスキーの分はちゃんと払わされることになってしまったというのだ。事実、音楽を制作した会社からは、後日その話しを聞かされ、<うちもX10万払わされたよ。玉木ちゃんも、もうちょっとうまく作ってくれればよかったのに>といやみをいわれたのを思い出す。

ここで、こういう場合のペナルティのお金は誰が払うのかということについて。著作権使用料というのは、その著作物を利用して収入をあげた使用者にかかってくるものである。そのCMの効果によって売上を延ばそうという車のメーカーにまず請求がいくものなのだが、実際にはそのCMを全面的に請け負った広告代理店が直接の責任を負うことになる。著作権使用料が払われていない（通常99%がそうだ）CMの場合、作曲家側に直接請求が来ることはありえない。特にいま例にしている二つの場合、作曲家側は要求にしたがって<そっくり曲>を書かされる羽目に陥った立場であり、精々そのCMの作曲料（実は驚くほど安い）を返すのが関の山。どう見ても要求した側の責任は明白なので、私はいやみをいわれるに留まったのだ（それも腹の立つものであるけど）。もちろん、作詞及び作曲家本人が著作権使用料をとって盗作さわぎになった場合は、作家側の責任であるのは当然のことではある。

以上の二つの例でも、CMの世界はなんという-----と、絶句される方も多いだろう。いまのようにどンドンと外国曲を使用している状況ではたぶん二度と起こらないケースだろうけど、考えられないようなことを考えつくというのが広告業界の宿命、ユメユメ、油断は禁物である。

つぎの例は、たいへん親しまれている曲をめぐるゴタゴタなので、読者は事の意外性ととともに、著作権の在り方について、身近に疑問を感じられるだろう。曲は、皆さんとつくによくご存じの歌「森の熊さん」だ。この歌は、小学校の音楽の教科書にもものっている。実はこの歌、いま世に流布されている形で公になったのは、約20年くらい前のことで、その経過には私が深くかかわっている。まだ業界ではかけだしの20台の後半のころ、私はNHKの「みんなのうた」のディレクター氏から仕事を依頼され、訪れた一室にはアコーディオンのY氏とディレクター氏が待っていた。話とは次のようなものだ。

作詞作曲者のわからない民間伝承の歌なんだけど、とてもかわいくて歌いや
すい曲がある。それを是非とも形にして放送したいので協力して欲しいとのこ
となのだ。アコーデオンのY氏は巷間歌われているいろんな形のメロディを弾
き、ディレクター氏も様々な詞をならべたてる。私はもっぱらアコーデオンの
メロディを整理し、一番メロディにのりやすい形の詞を選んで、後はダークダ
ックス用にアレンジして、バックオーケストラを作る役目をおおせつかったの
だ。この作業の結果でき上がり、放送されたのが「森の熊さん」と名付けられ
た曲で、この歌はその後爆発的にヒットし、いまや教科書にまで登場するほど
のスタンダードな曲として認知されるに至っている。仕事を終え、ディレクタ
ー氏からは、民間伝承の曲をちゃんと形にしたのは玉木ちゃんなんだから
JASRAC に編曲著作権を登録したほうがいと勧められた。あんな作業で余分な
お金をもらうというのも、なにか気がひけるが、なにはともあれNHKで放送
されたことでもあり、一応 JASRAC に届けをだして見たところ、但し書き付きで
受理された。その条件とは、もし作詞作曲者が現われたら、編曲権は消滅する。
そしてその時点まで払われた使用料を遡って請求されたらその人に払う、とい
ういささか不本意なものだったが、私は応じた。まさかあんな曲（どうみても
外国民謡風だということ）に作者が現われるとは思わなかったからなのだ。と
ころがところが-----、数年たったある日、突然作詞作曲者が現われたとい
うのだ。私は JASRAC から電話連絡を受け、作者が判明したので、以後、使用料の
分配はいきません。もし遡追請求があったら応じてくださいとのこと。いやあ、
驚くまいことか、もう心臓が止まりそうなほどマッ青になるわ-----。なにし
ろ、ひょっとしたらいままで厚かましくも受け取っていた著作権というのも、
もしかしたら横領になるのかしらんというくらい震え上がったものである。し
かしそうはいいながらも、あんなによく知られたメロディ、なぜ今ごろになっ
て、という根本的な疑問は抱いてはいたが-----。それから一年ほどたち、作
者からの遡追請求もなくホッとしていたころ（請求されたってほんとに大した
額ではないが、なんとなく犯罪者であることを認めたみたいでいやではないか）、
NHKのディレクター氏から電話がかかってきた。いわく、玉木ちゃんは突然
現われたという作者に対して、疑義申し立てはしなかったのかというのだ。そ
んなことは思いつきもしなかった当方の素朴な疑問に対して、ディレクター氏
は驚くべきことを告げた。それによると、現われた作者というのは、実は前々
から JASRAC 関係では札つきの要注意人物で、作者不祥の曲には変に詳しく、か
たっぱしからそれらを書きつづった大学ノートを見せては人に、この曲の作者
は自分だとふれまわっていたという、その世界では有名な人物で、毎回 JASRAC
に登録しようとしては、門前払いにあっていたというのだ。大学ノートに書か
れていたのはたしかに、ボーイスカウトなんか歌いそうな民謡ジャンボリー
風、作詞作曲者不祥のキャンプファイヤソングみたいなものばかりだったらし
い。それでいつもいつも門前払いを食わされていたX氏はどうしたかという
と、JASRAC を飛び越え、なんと、文化庁へ直訴に及んでしまったのだ。実は文化庁
というのは、JASRAC の監督官庁であり、そこからのお達しはほぼ絶対的なもの
となるのはいうまでもない。そういう体質を見抜いていたX氏は、頭よく文化
庁に直訴に及んだ結果、それをあっさり認めた（著作権で直訴に及んだのは初
めてのことだったんじゃないだろうか）文化庁長官からのお達しによって、輝
かしくもX氏は「森の熊さん」の作詞作曲者として認知されたのであった。

(以上の文章はX氏を誹謗中傷しようとして書いているのではないが大部分が伝聞によることではある。しかし、私自身この眼で文化庁長官からの文書に目を通していても事実だ)

話の経過は恐るべきほど不明朗ではあるけど、さりとて、X氏が作者としてはニセ物であるということにならないのがもどかしい話ではある。「森の熊さん」をまとめあげて形にし、世にだしたのは自分であるというディレクター氏の「玉木ちゃん、彼のウソは絶対あばいてやる。あいつにあんな曲書けるわけない、このままでは死んでも死にきれない」という気持ちはよくわかったけれども、私自身は他のことが忙しかったせいもあって「ひょっとしたら、うまくやられたのかも知れないが、まあ、しょうがないか」というような気分だった。

それから10年ほどして、話は大逆転、急展開する。NHKのディレクター氏からの勝ち誇った電話が入ったのだ。「玉木ちゃん、ついに見つけたよ、あの曲の原曲の楽譜、あれはやっぱりアメリカ民謡だったんだよ。すぐ見せるから今後の対策を協議しよう」呼び出されて眼の前にした譜面は、いま日本で歌われている(つまりは自分が形にしたのだ)曲とは細かいところが数ヶ所ちがうが、まさしく見事に原形をとどめている譜面だった。拍子の表示も2/4ということは私の編曲とまったく同じで、X氏が文化庁に提出した4/4とは明らかにちがうのだ(X氏には悪いが、あの曲を四分音譜で書かれた4/4で表記するとはあまりにも非音楽的だとはいえる)。私の方も10年間、この件に対してまったく無関心でいたわけではない。自分なりに得た情報では、アメリカのマサチューセッツあたりの縄とびソングじゃないかというのもあり、中には裁判するなら証人になってもいいとまでいってくれる人もいたくらいだから、あのメロディがアメリカ製であることは120%信じて疑わなかったのだ、原曲を前にしても、やっぱりねえ、そうだったんだねえ、それにしてもディレクター氏の執念、すごいもんだなあ-----と、感心しきりだった。しかし、それでどうする?と問われてもべつに名案なんて浮かばない。「証拠を見せながら世間に言っていけば、おいおいわかってくれるんじゃないですか」くらいのことしかいえなかった。するとディレクター氏はキッと座り直してこういった。

「いいかい、玉木ちゃん。この曲のもとの権利は君にあったんだよ。その権利を侵害されたのは君一人だけなんだ。ぼくはそれを世にだしたというだけのことで、直接の権利関係はなににもないという立場なんだ。しかしねえ、これを発掘したのはぼくなんだし、それを途中から泥棒みたいなやつがでてきて著作権使用料を持っていくなんて絶対にゆるせない。だけどぼく一人がいくら叫んでも誰も取り合ってはくれないんだよ、玉木ちゃん。権利を侵害されたのは君なんだから君が怒ってくれなきゃ」「どうすればいいんです」「君の権利の回復を求めて、この証拠を提出して、JASRACに再審査を要求するんだよ」「えっ!-----」ディレクター氏のいうことは一から十まで御もつともで、反対する根拠はまったくない。しかし私自身が矢面にたって権利回復の当事者となり、争うというのは正直いって「シンドイなあ」という気分だった。私自身それほど怒ってたわけでもないし(童謡くらい、いいじゃないか、世の中もっと大きな仕事があると、自分に言い聞かせ続けてきたのだ)、また、証拠の楽譜にしても、自分が探し出したわけでもなかったからである。それにまた私はここには書けない、他の細々したことでもJASRACとは微妙な関係にあったし、ここでまた新たな問題を起こすというのも気が重い話だったのだ。しかし私はディレクター

氏の熱意と正論（私は常に正論には弱いのだ。だから紅茶もセイロンしか飲まない）に説得され、JASRACに再審査を請求した。

その再審査の経過についても色々面白いことはあったが、差し障りのあることも多いのでここでは省略させてもらおう。結論をいうと、X氏の作曲者としての権利は剥奪され、私の編曲権は復活した。-----ここであつても誤解のないように弁明するが、私は金のために争ったのではない。X氏は10年間のあいだに約何千万かの収入があつたが、私の権利が復活しても編曲権の収入ではその二十分の一にもならない-----。しかし、X氏の作詞の権利は残ってしまったのだ。なぜか-----。つまり、一度認めた権利関係というものは、アメリカ民謡であることを実証した「楽譜」のようなしっかりした証拠を提出しないかぎり、取り消すわけにはいかないということなのだ。

私はX氏にはあつたことがないのでどんな反論でも受ける用意はある。しかし私なりに彼の立場を推測してみると、次のようなことではなかつたかと思うのだ。ボーイスカウトのような、奉仕団体のグループは、大量のジャンボリーソングの類の作詞をおこなっているが、それはあくまで集団制作という建前であり、しかも不特定多数の人に愛唱されることを目的としているので、最初から著作権を放棄している場合が多い。X氏は多分、その集団作業の立場に深く関係していただのではないだろうか。そう考えれば、妙に作者不祥の曲に詳しいというのもうなずけるのだ。だから彼自身「森の熊さん」のいまの形の作詞にある程度、もしくはかなり深く関係していただかも知れないというふうに推測することはできるのだ。だから堂々と作詞者としてだけの名乗りだったらば、これほどの問題は起こらなかつたかも知れない。それなのに彼は文化庁に、作詞はおろか、作曲者としても申請したというのは、ついでに筆が滑ったといいわけするにはあまりにも厚かましすぎる行為である。どんなに後ろ指をさされても仕方がないだろう。

もう著作権の切れてしまった曲とか民謡などの作者不祥の曲をPD曲（パドリック・ドメイン曲）というのだが、コンピュータの世界にも似たようなことがある。コンピュータ・ソフトの著作権にもいろんな問題が起きつつあるが、ソフトの権利関係の中に、PDS（パドリック・ドメイン・ソフト）といわれるものがあり、これは作者が意識的に著作権使用料の徴収を放棄した作品であり、どうぞ、ただでお使いくださいといって流布しているものである。

「森の熊さん」の場合、このPDSであるものを、後から「自分のものだ」と名乗りをあげ、自分のものにしてしまい、堂々と著作権使用料をふところにいられたのだから、あつぱれ、物の見事、ようやるわ、と感心すらしてしまうくらいなのである。

そうそう、この「感心してしまう」という私の意識が、こういう「ストレス」の行為をゆるしてしまう土壌なのかもしれない。

CD レビュー 純正茶寮
『YOSHITSUNE/義経』
純正律音楽研究会理事 黒木朋興



『YOSHITSUNE/義経』

Poil Ueda - ポアル, 上田 -

ASIN : B0CJRBZV3C

レーベル : Dur Et Doux / ディスクユニオン

フランスの前衛ロックバンドのポアルと薩摩琵琶奏者・上田純子の共演の2作目。上田の奏する『平家物語』の調べにポアルのロックサウンドが重なる。

ポアルとは南フランスのカルモで開催された前衛ロックのRIO フェスティバルで出会った。RIO とはノイズミュージックで有名なフレッド・フリスなどのアーティストを中心とした前衛ロックの運動である。1979年代にフェスティバルは中断した後、2007年に南仏で再開したのである。ポアルは「お尻の穴」を連呼するといったような、フランク・ザッパばりの下品な歌詞とやはりフランス・ザッパばりの変拍子の演奏を披露していた。極右政党、国民連合の政治家リリアンヌ・ブリは、このような下品な歌を歌うミュージシャンに文化事業の名の下に税金から助成金を与えるのはけしからんと議会で息巻いた。まさに、カウンターカルチャーの申し子である。

琵琶による平家物語と言えは古楽になるわけで、当然平均律音楽ではない。そのような古楽と前衛ロックは相性が悪いかに見えるが、前衛ロックだからこそ平家物語との融合に成功しているとも言える出来である。使用する楽器の都合上ロックは平均律に縛られているように見え、ノイズ上等の前衛ロックは琵琶の響きと相性が良いようだ。前作よりも、上田純子の演奏が全面に押し出されており、アルバムの完成度は高まっている。

イスラエルとパレスチナ

NPO 法人 純正律音楽研究会
正会員 弁護士 齋藤昌男

目次

- 第 1、 緒論
- 第 2、 パレスチナ自治区
- 第 3、 ユダヤ人とイスラエルとの結び付き
- 第 4、 北王国と南王国
- 第 5、 ディアスポラとヨーロッパのユダヤ人の興隆
(紀元 70 年～19 世紀中頃)
- 第 6、 シオニストの思想
- 第 7、 イギリスの 3 枚舌外交
- 第 8、 第 1 次世界大戦の終結(1918 年 11 月)頃から、第 2 次世界大戦の勃
発(1939 年 9 月)・終結(1945 年 5 月)までのイスラエル、パレスチ
ナ及び周辺諸国の状況
- 第 9、 中東戦争とその後
- 第 10、 パレスチナの現状
- 第 11、 参考文献

記

第 1、 緒論

- 1、 2023 年 10 月 7 日(土)、パレスチナ自治区ガザのハマスが、イスラエルを急襲しました。勿論、ハマスの行動は、許される事ではありません。しかし、ガザ地区が事実上包囲された「自治区」として、存在するに至った背景には、ユダヤ人の歴史、イスラエルとアラブ諸国との戦争、イスラエルとパレスチナとの対立という歴史があります。
- 2、 2023 年 11 月 18 日(土)付の朝日新聞のオピニオン・アンド・フォーラムで慶応義塾大学の錦田愛子教授が次のように言っています。「この争いをユダヤ教とイスラム教の対立と説明する向きもありますが、そう解釈すると見誤ります。確かに宗教が関わる面もありますが、これは宗教対立ではなく、土地とアイデンティティーを巡る争いです。」
- 3、 それにしてもイスラエルとユダヤ人に関する文献は数多くありますが、パレスチナに関する文献は少なく、正確に数えたわけではありませんが 10 対 1 くらいの感じがしました。従って、どうしてもイスラエル文献を介してパレスチナを論ずる事が多くならざるを得ない状況でした。しかし、10 月 7 日の事件以来、パレスチナ(ガザを含む)に関する文献も多く出版される様になりました。

第 2、 パレスチナ自治区ガザ

- 1、 概要
 - (1) 人口 222 万人
 - (2) 面積 365 平方キロメートル

新聞記事によれば、次のように書かれています。これで大凡の広さがわかります。

- ① 東京 23 区の 6 割程
- ② 奄美大島の半分程
- ③ 種子島より狭い
- ④ 佐渡島の半分程
- ⑤ 秋田県より少し狭い

(3) 現在、ハマスが実効支配している。

(4) ハマスの人口 約 2 万人

2、 ナクバ(大災厄)

(1) 前引用の 2023 年 11 月 18 日(土)の朝日新聞では、次のように言っています。「イスラエル建国を、アラビア語で[ナクバ](大災厄)と言います。このナクバによる離散という体験が、現在のパレスチナ人のアイデンティティの根底にあります。パレスチナ人も離散の民、ディアスポラなのです。」

(2) 2023 年 10 月 16 日の朝日新聞によれば、「ナクバとは 1948 年、イスラエルの建国に伴い約 70 万人のパレスチナ人が周辺国などに難民として追いやられた、多くのパレスチナ人に残る悲惨な記憶だ。国連によると、ガザ住民の約 8 割は難民として移り住んだ人々やその子孫で、再び故郷を追われることへの警戒心は非常に強い。」としています。もう 2 か所引用しておきます。

(3) 岡 真里著「ガザとは何か」大和書房発行 59 ページ

「こうして 1948 年、イスラエルはパレスチナ人に対して意図的な、組織的かつ計画的な民族浄化を行いました(ダーレクト計画)。75 年前にパレスチナ人を襲ったこの民族浄化、祖国喪失の悲劇を、アラビア語で「ナクバ」と言います。「大いなる災厄」という意味です。そこにいたら殺される、妻や娘や姉妹がレイプされる、そういう差し迫った恐怖に駆られてみんな逃げたけれども、一旦逃げて国境を超えてしまった者たち、75 年経っても、孫どころではなくひ孫、その次の世代になっても、故郷に戻ることができないでいます。」

(4) ダニエル・ソカッチ著「イスラエル」(NHK 出版) 71 ページには、ナクバに関して、次の記述があります。

「ユダヤ人兵士がこうした所業に及ぶとは思っていなかった世界中のユダヤ人コミュニティーをも愕然とさせた。ノーベル賞受賞者のアルベルト・アインシュタインや、作家で哲学者のハンナ・アーレントをはじめとする著名なアメリカのユダヤ人は、「ニューヨーク・タイムズ」紙に寄稿して、イルグンの指導者(のちのイスラエル首相)であるメナヘム・ベギンを糾弾し、アメリカのユダヤ人にベギンと彼の過激派組織を支持しないよう呼びかけた。」

第 3、 ユダヤ人とイスラエルとの結び付き

1、「イスラエル」とは、何を指すのか

言葉の意味としては、「神が支配する」の意味で、元々は、ヘブライ民族 12 部の宗教連合の名称で、後に民族的かつ神聖な呼称として用いられることになり、他民族からは、ヘブライ人と呼ばれました。

2、神に選ばれた民

ヘブライ人アブラハムが、メソポタミア地方からカナンへ移住したのが、民族的起源であります。子孫ヤコブ一族のヘブライ人は、飢餓を逃れてエジプトへ移住しましたが、苦役に服することになりました。族長の神を名乗るヤハウエの顕現を受けたモーセに率いられてエジプトを脱出し、モーセを仲介者としてシナイ山で神と契約を結びました。これによって、血縁意識しか持っていなかったヘブライ諸民族は 1 つの民族共同体イスラエルを形成し、ヤハウエはイスラエルの唯一の神、イスラエルは神に選ばれた民となりました。

3、イスラエル王国の誕生

- (1) 前 13 世紀、ヨシュアに率いられて、パレスチナのカナンの地へ侵入、征服して定着しました。前 1020 年頃、サウルの指導下に最初の統一国家イスラエルが建国されました。
- (2) サウルの死後、ダビデは東ヨルダンとシリアも征服し、大帝国を築き上げ、イスラエルの第 2 代王となりました。首都をエルサレムと定め、神殿を建立、ここに神がイスラエルの支配者にダビデ家、首都にエルサレムを選んだ、と言うダビデ契約が生じました。
- (3) 全盛期を迎えたダビデの子ソロモン(在位前 971 年～前 931 年)の死後、契約を承認せずダビデ家から独立した北イスラエル王国と南ユダ王国に分裂しました(930 年)。

第 4、北王国と南王国

- 1、北イスラエル王国は、サマリヤに都を定め、前 8 世紀半ばには繁栄しましたが、間もなく無政府状態に陥り、前 722 年アッシリアに征服され、滅亡しました。
- 2、ダビデ家の支配下にとどまった南ユダ王国は、北イスラエル王国の滅亡と共にイスラエルの伝統の後継者となり、ヨシア王(在位全 640 年頃～前 609 年)が信仰の復興と政治的独立を果たしました。
- 3、メソポタミアでは、今度はバビロニアが強大になり、アッシリアを滅し、大きな地域を支配しました。このバビロニアに南ユダ王国は、滅ぼされました(全 587 年)。エルサレムは破壊され、神殿(第 1 神殿)も破壊されました。生き残ったユダヤ人達のうち、優秀な者達は、集団で連行され、バビロニアの首都バビロンの近くの収容所で捕囚になりました。この「バビロン捕囚」は半世紀程続きます。前 6 世紀後半になると、バビロニアのさらに東方のペルシャでアケメネス朝ペルシャが強大になり、バビロニアを滅ぼします。ここで「バビロン捕囚」は終わります(前 538 年)。アケメネス朝ペルシャは、シリア、パレスチナも支配し、さらに広大な地域を支配しました。
- 4、前 516 年、エルサレム神殿を再興しましたが、前 1 世紀にローマの属州となり、エルサレム神殿は後 70 年に破壊されました。133 年～135 年に独立を企てますが、ハドリアヌス帝によって鎮圧され、住民の多くは

- ローマ帝国領土各地に分散させられ流浪と迫害の生活が始まりました。
- 5、イエスがエルサレムで十字架にかけられたあと、ユダヤ教のある異端派が新しい宗教を作り上げ、これがキリスト教として知られる様になりました。
 - 6、エルサレムの没落後、ラビ(ユダヤ教の指導者や律法学者)は、地中海沿岸のヤブネと言う町に移住しました。そこで彼らはユダヤ教を変貌させはじめました。つまり、動物の生贄と神殿への巡礼を土台とするユダヤ人の地方宗教から、律法と書物と祈りに基づく、したがってどんな土地でも通用する現在のラビ・ユダヤ教へと変貌しました。

第5、ディアスポラとヨーロッパのユダヤ人の興隆(紀元70年～19世紀中頃)

- 1、ディアスポラとは「捕囚」の意味で、パレスチナ以外のユダヤ社会または離散したユダヤ人を指します。数世紀を経るうちに、追放されたユダヤ人の間にそれぞれ独自の伝統、宗教儀式、言語を持つ2つの重要な文化が現れました。
- 2、セファルディ系ユダヤ人
イベリヤ半島に起源を持ち(セファルディの語源である「セパラデ」はヘブライ語で「スペイン」を意味します)、1492年にスペインのカトリック君主に追放された後も自らの文化を受け継いで行きました。北アフリカ、中東、南欧、そして最終的には南米、次いで北米に定住しました。マンハッタンに最初に住んだユダヤ人は、ブラジルからやってきたセファルディ系ユダヤ人でした。セファルディ系ユダヤ人の多くはスペイン語を基にしたラディノ語(ユダヤ系スペイン語とも呼ばれる)を話していました。地理的条件のおかげで、セファルディ系ユダヤ人はアシュケナージ系ユダヤ人程の暴力や迫害にさらされる事はありませんでした。
- 3、アシュケナージ系ユダヤ人
彼らの起源は、中世に現在のフランスとドイツを流れるライン川周辺に定住したユダヤ人コミュニティにあります。アシュケナージ系ユダヤ人は西欧全域に住んでいましたが、迫害から逃れるために何世紀もかけて東に移動し、最終的には東欧に落ち着きました。これらのユダヤ人は、イディッシュ語を話していました。イディッシュ語はゲルマン語の方言であり、ヘブライ語やその他の言語の要素を含み、ヘブライ文字で書かれています。18世紀には、数百万人と言うアシュケナージ系ユダヤ人がロシアとオーストリア・ハンガリー帝国の領土に住んでいました。帝政ロシアのユダヤ人は「ユダヤ人強制集住地域」と呼ばれる西部の領地に住む事を強制されました。こんにちのアメリカのユダヤ人の大半の先祖はこの「ユダヤ人強制集住地域」に暮らしていた人たちだそうです。この地域には、ロシア西部とベラルーシの一部、バルト三国の一部、ポーランドの一部が含まれていました。故森繁久彌が演じた「屋根の上のバイオリン弾き」の舞台になった地域です。
- 4、もう一つの呼名である「ミズラヒ」(文字通りには「東の」の意味)は、北アフリカや中東に起源を持つユダヤ人を指しています。彼らは1950年代に大量にイスラエルに移住し、今やイスラエルのユダヤ住民の大

半を占めています。しかし現在では、イベリヤ半島に起源を持つかどうかとは無関係に「セファルディ」と「ミズラヒ」はしばしば同じ意味で使われています。

- 5、ヴェネツィアでは、ユダヤ人が強制的に住まわされた地域が、そこあった鑄鉄工場を指すイタリア語にちなんで「ゲッター」と呼ばれました。「ゲッター」の起源です。

第6、シオニストの思想

- 1、19世紀には、パレスチナは崩壊しつつあったオスマン帝国の南部の僻地でありました。現地のアラブ人に混じって暮らす約2万5000人のユダヤ人は、セファルディ系が多く、信心深い人が多くいました。
- 2、1880年代、ヨーロッパで暮らす多くのユダヤ人が、迫害を逃れてパレスチナへ移住する事を真剣に考える様になりました。シオニスト運動の始まりです。
- 3、シオンとはエルサレムの丘のことであり、イスラエルの地そのものを指す言葉でもあります。この運動はシオニズムと呼ばれましたが、当時の殆どのユダヤ人は、この運動を馬鹿げていると言って相手にしませんでした。しかし、ホロコーストが起こり、シオニストの分析が想像を絶する程、正しかった事が証明されてようやく、世界のユダヤ人の大半がシオニストの思想を受け入れるようになりました。

4、ドレフェス事件(Dreyfus)

1894年、フランス陸軍大尉アルフレッド・ドレフェスが、ドイツのスパイとして起訴され、反逆罪として終身刑を宣告されました。ドレフェスは、潔白でしたが、ユダヤ人でした。小説家のエミール・ゾラは、「フランスを定義するのは自由、平等、博愛であり、カトリックの信仰、血統、生まれではない、と言って」ドレフェスを擁護しました。

5、デオドル・ヘルツル(1860年～1904年、享年44歳)

1891年、30歳の時、ウィーンの代表的新聞「ノイエ・フライエ・ブレッセ」のパリ通信員としてフランスに赴きました。三年目の秋、1894年に、ドレフェス事件が起きました。これを機にヘルツルは、ユダヤ人問題について、深く思い巡らす様になりました。そして彼は、ヨーロッパのユダヤ人は、自分たちの国家を持たない限り、未来が無いと確信するに至りました。ヘルツルは1896年に「ユダヤ人国家」という小冊子を書き、ユダヤ人の民族自決を提唱しました。1897年、ヘルツルはスイスのバーゼルで第1回シオニスト会議を開催しました。

第7、イギリスの3枚舌外交

- 1、イギリスは、第1次世界大戦のさなか、オスマン帝国の東方領土の戦後処理について、相互に内容の矛盾する3つの協定・密約を締結しました。
- 2、フサイン・マクマホン往復書簡(1915年7月14日～1916年3月10日) サー・ヘンリー・マクマホンはイギリスの駐エジプト高等弁務官であり、フサイン・イブン・アリーは、メッカのシャリーフ(イスラム教の預言者ムハンマドの流れをくむ太守)でした。書簡は全部で10通ありますが、アラブの独立をイギリスが支持し、それと引き換えにアラブはイギリスを支持することが約束されました。これを受けて1916年6

月にフサインの4人の息子は、イギリスの励ましと支援を受けてアラブの叛乱を起こしました。この反乱の指揮に参加したのが、若き考古学者・連絡将校トマス・エドワード・ローレンスでした。

3、サイクス・ピコ協定(1916年5月9日、16日)

連合側で、オスマン帝国の東方領土を戦後どの様に、分割するかを英・仏・露3国間で取り決めた協定です。この協定は、先のフサイン・マクマホン書簡で、シリアを独立アラブ王国に組み入れるとされたのに対して、フランスがシリア全域(パレスチナを含む)の権益擁護を主張したため、調整を図ろうとしたものでした。イギリス代表サイクスとフランス代表ピコが英・仏混合委員会で原案を作成したのち、ロシアを交えて調印されました。調印時には、その内容は一歳公表されないことになっていました。しかし、1917年11月、トロッキーによって、他の密約とともに、暴露されました。秘密協定の暴露は、ユダヤ人・アラブ人双方の反発を買いました。尚この協定は、1920年4月のサン・レモ会議で正式に破棄されています。

4、バルフォア宣言・同返書(1917年11月2日・11月4日)

イギリスが、ロイド・ジョージ連立内閣の閣議決定を経て、外相バルフォアから、イギリス本土ツィオニスト連盟代表ロスチャイルド宛に送られた1917年11月2日付の書簡で、ユダヤ人に対して、アラブ人のパレスチナの地に第1次世界大戦後ユダヤ人の民族郷土を建設することを確約した書簡でした。ただし、エルサレムについての言及はありません。バルフォア宣言は、ロスチャイルドを介して世界ツィオニスト機構に伝えられました。

第8、第1次世界大戦の終結(1918年11月)頃から、第二次世界大戦の勃発(1939年9月)・終結(1945年5月)までのイスラエル、パレスチナ及び周辺状況

1、アレンビー将軍の入城

1917年12月11日、エジプト・シリア戦線イギリス軍司令官でユダヤ系の将軍アレンビーが軍隊を率いてエルサレム・ヤッフォ門に到着し、馬から降りて旧市街に入城しました。400年余に及ぶオスマン帝国のパレスチナ支配は終わりを告げました。エルサレムがキリスト教徒の支配に入ったのは、1244年のホラズム・トルコ人によるエルサレム占領以来のことです。

2、ファイサル・ヴァイツマン協定(1919年1月3日)

アラブ民族主義者は、パレスチナを「南シリア」と称し、ダマスカスを中心とする大アラブ国家との連合を主張しました。協定まで締結されましたが、失敗に終わりました。

3、パリ講和会議と国際連盟の設立

1919年1月18日、第1次世界大戦後の講和会議がパリで開催されました。そして1920年1月には、アメリカ大統領トマス・ウィルソン(民主党)の提唱により、国際連盟(スイスのジュネーヴに本部を設置)を生み出しました

4、サン・レモ会議

1920年4月19日、イタリアのサン・レモで連合側側の会議が開催さ

れました。歴史的シリアの北半分、現在のシリア、レバノンはいずれもフランスの、シリアの南半分、現在のイスラエル(パレスチナ)、ヨルダン(トランス・ヨルダン)、それにイラクは一括してそれぞれイギリスの委任統治下に置かれることになりました。

- 5、 1921年4月、エルサレムで反ユダヤ暴動が発生、パレスチナ・ユダヤ人216名が殺傷されました。これがパレスチナにおけるアラブ・ユダヤ抗争の始まりとなりました。
- 6、 委任統治放棄
1936年から39年にかけて、パレスチナ・アラブ人による熾烈な反シオニズム闘争が繰り広げられ、パレスチナは、事実上、パレスチナ・アラブ人とパレスチナ・ユダヤ人との戦場となり、この3年間に、イギリス委任統治政府の機能は崩壊しました。
- 7、 周辺諸国の独立
 - (1) 1932年 サウジアラビア王国成立
 - (2) 1932年10月 イラク王国独立
 - (3) 1936年 エジプト王国独立
 - (4) 1943年8月 レバノン共和国成立
 - (5) 1944年1月 シリア共和国成立
 - (6) 1946年 トランス・ヨルダン王国独立
 - (7) 1961年 クウェート独立

第9、中東戦争とその後

1、国際連合の決議

- (1) 1945年6月26日、国際連合成立(50か国)
- (2) 1946年2月18日、英外相ベビン卿は、イギリス政府がパレスチナ問題を国連に移管すると発表しました。
- (3) 1946年7月22日、イギリスの委任統治政府が置かれていたエルサレムの「ダビデホテル」がプラスチック爆弾で爆破され、死者が91名にのぼりました。
- (4) 1947年4月28日、パレスチナ問題に関する国連特別総会が開催され、「パレスチナに関する国連特別委員会」が設置されました。6月14・15日にパレスチナ入りした委員達は、36回に及ぶ審問を行いました。そしてパレスチナを分割する最終報告書が提出されました。
- (5)、 1947年11月29日、国連総会は、33票対13票(棄権10票)で、分割を支持する決議を採択しました。しかし、国連の分割案が実行されることはありませんでした。代わりに、パレスチナは戦争に突入しました。
- (6) 1947年の国連の分割決議は、パレスチナの55パーセントをシオニストに割り当てていました。人口を見ても、ユダヤ人の人口は65万人でありましたが、パレスチナ人は100万人を超えていました。つまり少ない人口の方に半分以上の土地を与える内容でした。

2、第1次中東戦争(1948年5月～1949年3月)

周辺アラブ5か国(エジプト・トランスヨルダン・イラク・シリア・レバノン)は、秩序再建のためとして、イスラエル独立宣言の翌日にイスラエルへ侵入しましたが、イスラエルは勝利し、当初の分割案よりはるかに広い範

囲に支配を及ぼすこととなり、エルサレムへの安全な回廊を確立しました。また、1949年5月11日にイスラエルは国連加盟も認められました。

- 3、第2次中東戦争(スエズ戦争、1956年10月～1957年3月)
1955年、ソ連がエジプトにジェット機と重火器を供与したことで緊張が増大し、また1956年7月、エジプトのナセルによるスエズ運河国有化でアラブ侵略の脅威を感じたイスラエルは10月シナイ半島に侵入し、英仏軍もイスラエル側に立ち出兵しますが、国連緊急総会での決議により停戦しました。
- 4、第3時中東戦争(6日間戦争、1967年6月)
1966年11月、エジプトは、シリアと同盟条約を締結し、1967年6月5日イスラエルとの国境で戦争は勃発しました。短時日でイスラエルは勝利し、シナイ半島、アカバ湾、ガザ地区、ヨルダン川西岸地域、ゴラン高原を占領、同時に100万人以上のパレスチナ難民が発生しました。これにより旧エルサレムがイスラエルの手に移りました。
- 5、1968年 カラメの戦い
ヨルダンのカラメという村で、アラファトのゲリラたちは、イスラエル軍を退却させました。
- 6、1969年 アラファト、PLOの議長に就任
- 7、1970年 ヨルダン内戦、アラファト議長レバノンへ
- 8、第4次中東戦争(10月戦争、1973年10月)
1971年、エジプト、シリア、リビアが反イスラエルの共同歩調をとることでアラブ共和国連邦を結成しました。1973年10月、失地回復のためにエジプト・シリア両軍がスエズ運河を渡って、イスラエルへの攻撃を開始しました。これでイスラエルの不敗神話は崩壊しました。また、アラブ石油輸出国機構(OAPEC)は、親イスラエル諸国に対して石油不売を通告し、先進工業国はオイルショックに陥りました。
- 9、1979年 キャンプ・デービットの合意
エジプトはイスラエルとの和平を選択
- 10、1987年 第1次インティファダ、自然発生的にパレスチナの大規模な抗議運動が占領地の全域で始まりました。これをインティファダ(大衆蜂起)と呼びます。
- 11、1992年 ラビン(後に暗殺されました)が首相に就任
- 12、1993年 オスロ合意、その内容は、(1)イスラエルとのPLOの相互承認、(2)イスラエルが1967年に占領した地域の一部でのパレスチナ人による自治の開始、(3)その他の問題の交渉の先送りでありました。残念なことに、ヨルダン川西岸地域へのイスラエルの進出は止められませんでした。
- 13、アラファトは、パレスチナへ戻り、アラファトの支持母体であるファタハという組織がパレスチナ立法評議会の議席の過半数を占めました。国はまだ存在しませんが、アラファトは、大統領的な存在になったのです。
- 14、2000年 第2次インティファダ イスラエルの有力政治家シャロンが、エルサレムのイスラム教の聖地に護衛を連れて入りました。これはエルサレムの全てが、イスラムの支配下にあることを示すための行為でありました。これに対して、パレスチナ人は怒り、今度は石を投げるだけでなく、銃を使い、また自爆攻撃に訴えました。

- 15、2001年 アルカイダによる9・11同時多発テロ
- 16、2003年 イラク戦争
- 17、2004年 アラファトがパリの病院で死亡。マフムード・アッバースが後継者となりました。
- 18、2005年 シャロン首相、ガザ地区をパレスチナ自治政府に返還
- 19、2006年 パレスチナ自治評議会選挙でハマス圧勝
- 20、2007年 ガザ地区でハマスとファタハの間で内戦勃発、ハマスの勝利
- 21、2008年 イスラエル軍、ガザ地区へ大規模空爆開始、翌月地上侵攻
- 22、2009年 イスラエル選挙、タカ派のネタニヤフが首相となりました。
- 23、2010年 チュニジアで一青年の焼身自殺に端を発し、反政府デモ(「アラブの春」の始まり)
- 24、2011年 パレスチナのアッパス大統領、国際連盟加盟申請するも、オバマ大統領の拒否権行使に遭い失敗しました。
- 25、2012年 イスラエル、ガザ空爆
- 26、2014年6月 「イスラム国(IS)」樹立宣言
- 27、2014年7月 パレスチナの少年、ユダヤ入植者に惨殺される。ハマスの報復のロケット弾攻撃、イスラエル軍ガザ侵攻
- 28、2014年8月 アメリカ軍、「イスラム国(IS)」空爆、「イスラム国」はアメリカ人ジャーナリスト殺害
- 29、2015年1月 フランスにて「シャルリー・エブド」編集部襲撃事件
- 30、2015年1月 「イスラム国」、日本人人質殺害
- 31、2015年3月 ネタニヤフ首相再選
- 32、2020年8月 イスラエル・UAEのアブラハム合意
- 33、2022年12月末 わずか一年半足らずの下野期間を経て、ネタニヤフ首相が再登板し、右派や極右政党などの連立政権発足。イスラエル史上最右翼と言われています。
- 34、2023年 イスラエルとアラブ・イスラムの盟主であるサウジアラビアとの国交樹立に向けた動きが加速化
- 35、2023年10月7日(土) ハマスによるイスラエルへの奇襲発生

第10、パレスチナの現状

- 1、自治地域のガザ地区に、多国籍及び2重国籍の人を除くと、少なくとも140万人のパレスチナ人が生活しています。ヨルダン川西岸地区には、240万人のパレスチナ人が生活しています。ガザ地区とヨルダン川西岸地区のパレスチナ人は、パレスチナ国家が存在しないので、どこの国籍も有していません。The CIA World Facebookには、パレスチナは出て来ません。二宮書店のデータブック・オブ・ザ・ワールドでは、括弧書きでパレスチナ自治と出ています。幸いにもバイデン大統領は、パレスチナ国家の建設という事を言っているので、先ずは、それを信じることにしようと思います。
- 2、「イスラエルのアラブ人、ガザとヨルダン川西岸のアラブ人、そしてパレスチナ人を合わせると548万人になる。これはイスラエルのユダヤ人553万人に迫る数である。さらにレバノン、シリア、ヨルダンなどの周辺諸国に難民となったパレスチナ人とその子孫が、またアメリカ、カナダ、ヨーロッパにも多くのパレスチナ人が生活している。その数は500万人で、パ

レスチナに住む人口とあわせると、パレスチナ人の世界での総数は約 1100 万人である。」(高橋和夫著「パレスチナとイスラエル」205 ページ)

3、以上を見ると、今やユダヤ人とパレスチナ人の立場が逆転し、パレスチナ人がディアスポラ(離散)と成ったと言えるのではないのでしょうか。

第 11、参考文献(通読をお勧め出来るもののみ掲げます。)

- 1、NHK 出版発行 ダニエル・ソカッチ著 鬼沢 忍訳「イスラエル」
- 2、中公新書 高橋政男著 「物語 イスラエルの歴史」
- 3、幻冬舎発行 高橋和夫著 「パレスチナとイスラエル」
- 4、講談社現代新書 山井教雄著 「まんがパレスチナ問題」「続漫画パレスチナ問題」
- 5、大和書房発行 岡 真理著 「ガザとは何か」
- 6、幻冬舎発行 中川浩一著 「ガザ」
- 7、扶桑社新書 飯山 陽著 「中東問題再考」

以上

2024 年 1 月 16 日脱稿



おたより募集！

会報のご感想、ご意見、純正律音楽にまつわること等々、なんでもお寄せ下さい。たくさんのお便りを、お待ちしております。

次号の【ひびきジャーナル】にてご紹介させて頂きたいと思っております。

〒168-0072

東京都新宿区百人町 4-4-16-1218 NPO 法人 純正律音楽研究会

お電話：03-5389-8449 FAX：03-5389-8449

e-mail：puremusic0804@yahoo.co.jp <http://just-int.com/>

2024 年 2 月 16 日 発行責任者：NPO 法人 純正律音楽研究会

編集：相坂政夫

***純正律音楽研究会 YouTube チャンネルを開設しました。**

コンサートや CD 紹介の映像が当会ホームページからご覧いただけます。

<http://just-int.com/>